

# 愛知県障害者施策審議会幹事会における防災対策への取組について

## 1 趣旨

障害者基本法の一部改正等に伴い、平成 25 年 4 月 1 日から愛知県障害者施策審議会幹事会（以下「幹事会」という。）の構成員に、防災関係職員及び市町村職員を追加する。また、幹事会に防災対策部会を設置し、関係課室の連携により災害時の障害者対応に関する取組の強化を図る。

## 2 背景・経緯

- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、宮城県の沿岸 13 自治体で障害者手帳所持者の 3.5%に相当する 1,027 人の命が津波の犠牲となり、障害者手帳所持者の死亡率は住民全体の 2.5 倍に上ったという調査結果がマスコミで報道されたが、この震災において災害時における障害者対応の重要性が改めて認識されることとなった。
- 同年 8 月 5 日に公布された「障害者基本法の一部を改正する法律」においても、震災時の教訓から、防災及び防犯に関する規定が新設され「国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。」（同法第 26 条）こととされている。
- また、防災対策に対する障害者団体の関心も非常に高まっており、本年 4 月に愛知県重度障害者団体連絡協議会から知事あての質問状として提出された「大規模災害時における障害者対応についての公開質問」を始め、県内の障害者団体から災害時の障害者対応に関する要請が数多く提出されている。また、「愛知県地域防災計画」、「市町村災害時要援護者支援マニュアル」等についても、障害当事者の意見を反映した見直しを行うよう、障害者団体からの要請があった。

## 3 県の対応について

### (1) 現状

現在、愛知県障害者施策審議会の委員、幹事会ともに防災関係者は構成員に含まれていない。また愛知県障害者計画は、県の障害者施策の根幹をなす計画であるが、現行の計画は、障害者基本法改正前の平成 23 年 6 月に策定されたこともあって防災関連の記述が全くないなど、災害時の障害者対応に関する県の取組は遅れており、近い将来、東南海地震等が非常に高い確率で発生するといわれている現状からも、早急に取組を実施する必要がある。

## (2) 今後の対応

幹事会の構成員に防災局の主管課長である**防災危機管理課長**及び「**市長会(町村会)副会長である市町村の障害担当課長**」を新たに追加し、また、幹事会に**防災対策部会**を設置する。

防災対策部会の構成員及び所掌事務は、障害者基本法の関係規定、障害者団体からの主な要請事項(別紙)等をふまえ、次のとおりとする。

防災対策部会の構成員	備 考
防災局 防災危機管理課長	新たに幹事会の構成員とした上で部会の構成員とする。
健康福祉部 地域福祉課長	幹事会の構成員のうち災害時の障害者対応関係事務を所管する課室の長を部会の構成員とする。
〃 医務国保課長	
建設部 公営住宅課長	
教育委員会 特別支援教育課長	
名古屋市 障害企画課長	防災対策には市町村との連携が不可欠であるため、県内市町村の代表として、部会の構成員とする。(市長会(町村会)副会長である市町村の障害担当課長は、新たに幹事会の構成員に追加)
市長会(町村会)副会長である市町村の障害担当課長	
障害福祉課長	事務局として防災部会の庶務全般を担当

## 【主な所掌事務】

- 障害者計画の改定に向け、同計画中に位置付ける災害時の障害者対応の取組について検討を行う。
- 県所管の防災関係の各種計画・マニュアル等に障害当事者の意見を反映させるための検討や情報交換を行う。
- 障害当事者の意見を参考として、県や市町村における災害時の障害者対応について課題の洗い出しや課題解決に向けた検討を行う。

## 【防災対策部会会議】

## ○ 会議の開催

障害福祉課が召集し、年1回程度開催する。

## ○ 会議内容

災害時の障害者対応について、障害者団体からの要請や計画・マニュアル等への意見について障害福祉課が年間の状況を取りまとめて報告し、これに基づき課題の検討や情報交換を行う。障害者計画の改定年には、計画に位置付ける災害時の障害者対応の取組についても合わせて検討を実施する。

## ○ その他

部会における検討結果等は、幹事会の検討を経て、審議会の議題又は報告事項とする。また、必要な情報を随時、障害者団体に提供する。

## 障害者団体から要請のあった主な項目一覧

主 な 項 目 の 内 容	担 当 課 室
指定避難所（バリアフリー、プライバシー対策、障害の特性に応じた対応、一時避難所として学校を使用する場合等）について	災 害 対 策 課 教 育 委 員 会
福祉避難所（整備計画等）について	地 域 福 祉 課
仮設住宅（入居基準、バリアフリー対応、立地等）について	公 営 住 宅 課
愛知県地域防災計画（障害当事者の参画、市町村への周知等）について	防 災 危 機 管 理 課
災害時要援護者支援体制マニュアル（各市町村の支援体制等）について	地 域 福 祉 課
災害時要援護者（安否確認のための情報共有等）について	地 域 福 祉 課
災害時障害者支援におけるボランティアとの連携について	地 域 福 祉 課 障 害 福 祉 課
災害時医療（透析患者の通院等）について	医 務 国 保 課

### <参 考>

#### 愛知県障害者施策審議会幹事会運営要領

##### 第1 設置

愛知県障害者施策審議会の円滑な運営を図るために、幹事会を設置するものとする。

##### 第2 組織

幹事会は、愛知県障害者施策審議会条例第5条に規定する幹事で組織するものとする。

##### 第3 座長

幹事会には座長を置き、健康福祉部次長をもって充てるものとする。

##### 第4 事務

幹事会の事務は、健康福祉部障害福祉課において処理するものとする。

## 愛知県障害者施策審議会幹事名簿（変更後）

H25. 4. 1～

	職	名
	健康福祉部	次長（幹事会座長）
	知事政策局	企画課長
	総務部	財政課長
	県民生活部	県民総務課長
新規	防災局	防災危機管理課長
	健康福祉部	健康福祉総務課長
		医療福祉計画課長
		地域福祉課長
		児童家庭課長
		子育て支援課長
		高齢福祉課長
		障害福祉課長
		障害福祉課 ころの健康推進室長
		健康担当局 医務国保課長
	産業労働部	産業労働政策課長
		労政担当局 労働福祉課長
		労政担当局 就業促進課長
	建設部	建設企画課長
		公園緑地課長
		建築担当局 住宅計画課長
		建築担当局 公営住宅課長
		建築担当局 建築指導課長
		建築担当局 公共建築課長
	教育委員会	管理部 総務課長
		学習教育部 特別支援教育課長
		学習教育部 体育スポーツ課長
	県警本部	交通部 参事官兼交通総務課長
	愛知労働局	職業安定部 職業対策課長
	名古屋市健康福祉局	障害福祉部 障害企画課長
新規	市長会副会長市	障害担当課長
	財団法人愛知県労働協会	常務理事兼事務局長
		は防災対策部会の構成員を表す。